

議案第36号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

宇治市長 山 本 正

(提案理由)

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。



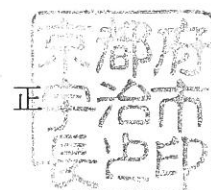
専決処分書

専決第7号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本



宇治市条例第14号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例

宇治市介護保険条例（平成12年宇治市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）中「平成31年度及び平成32年度」を「令和元年度」に改め、附則に次の1条を加える。

（令和2年度における保険料率の特例）

第13条 第4条第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての令和2年度における保険料率は、これらの号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 第4条第1号に掲げる者 | 15,600円 |
| (2) 第4条第2号に掲げる者 | 21,840円 |
| (3) 第4条第3号に掲げる者 | 40,550円 |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。